

入院時の限度額・減額認定証の更新時期です

8月以降も継続して入院する人、入院する予定の人は申請が必要です

手続きをしてください。
老人医療受給者には「限度額適用・標準負担額減額認定証」(表1)①を交付しています。

入院をしたときに医療機関へ提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」と、入院をしたときの食事代の負担が軽減される「標準負担額減額認定証」の有効期限が7月31日までとなっています。8月1日以降も継続して入院する人、または入院する予定の人は申請が必要です。各総合支所市民福祉課で申請してください。

また、国民健康保険加入者には課税状況などに応じて、「限度額適用認定証」(表1)②、「限度額適用・標準負担額減額認定証」(表1)③を交付しています。入院により、新たに認定証が必要となった場合は、その都度受け付けていますので、各総合支所市民福祉課で申請してください。

◇老人医療受給者

【対象者】 住民税非課税世帯の老人医療受給者
【申請に必要なもの】
①老人医療受給者証
②印鑑(スタンプ式は除く)

■認定証の適用区分が「低所得者II」の人で、過去12カ月の入院日数が90日を超える場合には、食事代の負担がさら

に軽減されますので、併せて申請をしてください。

【申請に必要なもの】

①老人医療受給者証
②印鑑(スタンプ式は除く)
③入院日数が分かる病院の領収書

【問い合わせ】

市民生活部保険医療課
医療係
☎0220(58)2166

◇国民健康保険加入者

【対象者】 国民健康保険加入者で、国民健康保険税の滞納がない世帯の人
【申請に必要なもの】
①国民健康保険被保険者証
②印鑑(スタンプ式は除く)

■住民税非課税世帯の人で、過去12カ月の入院日数が90日を超える場合には、食事代の負担がさらに軽減されますので、併せて申請をしてください。

【申請に必要なもの】

①国民健康保険被保険者証
②印鑑(スタンプ式は除く)
③入院日数が分かる病院の領収書

【問い合わせ】

市民生活部保険医療課
国民健康保険係
☎0220(58)2166

国民健康保険被保険者証の再交付申請について

紛失するなどして、国民健康保険被保険者証を再交付する場合の申請者は、原則として世帯主となっています。ただし、世帯主からの委任状があれば、世帯主以外の人も申請できます。

さらに、交付後のトラブルを防ぐために、申請する人が本人かどうか確認できる書類【表2】を提示していただいていますので、必ず持参してください。その取り扱いはこちらのとおりです。

◆世帯主が申請する場合

本人と確認ができて、申請書の記入事項に誤りがなければ、即時交付します。

◆世帯主ではなく、国保に加入している同じ世帯の人が申請する場合

本人と確認ができて、世帯主からの委任状があり、申請書の記入事項に誤りがなければ、即時交付します。

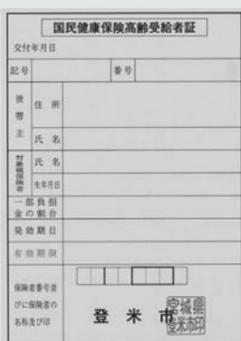
【問い合わせ】

各総合支所市民福祉課
市民生活部保険医療課
国民健康保険係
☎0220(58)2166

国民健康保険高年齢受給者証の更新

70歳から74歳までの人(老人保健該当者は除く)に交付している「国民健康保険高年齢受給者証」の有効期限が、7月31日までとなっています。新しい受給者証は7月20日(金)以降に区長さんが配布しますので受領してください。

次のことを確認してください
▶住所、氏名、生年月日などの記載に誤りがないか確認してください。
▶受給者証を受け取ったら、区長さんが持参する受領書に印鑑を押してください。
▶有効期限の切れた受給者証は破棄してください。



▲高齢受給者証の用紙の色はピンク色です

平成20年4月から一部負担金の割合が変わります

国の保険制度改正に伴い、現在、一部負担割合が1割の人は2割に変更となります。このため、今回交付する高齢受給者証の有効期限は、平成20年3月31日までとなり、3月下旬に新しい負担割合の受給者証を交付します。

【問い合わせ】

市民生活部保険医療課
国民健康保険係
☎0220(58)2166

【表2】 申請する人が本人であることを証明する書類

- 次のいずれか1点
 - 運転免許証
 - パスポート
 - 外国人登録証明書
 - そのほか官公庁が発行する顔写真が付いているもの
- 上記(1)の①～④がない場合は、次のいずれか2点
 - 共済組合、国民健康保険などの各種健康保険被保険者証
 - 年金手帳
 - 国民年金、厚生年金、船員年金に係る年金証書
 - 老人保健法医療受給者証
 - 介護保険被保険者証
 - 国民健康保険税納税通知書
 - 会社などの身分証明書(顔写真付)
 - 学生証(顔写真付)
 - そのほか官公庁が発行するもので、上記①～⑥に類似するもの、または会社、学校などで発行し顔写真が付いているもので、上記⑦～⑧に類似するものであれば可



※学生用および遠隔地の被保険者証の申請についても、同様の取り扱いとなります。

【表1】

種類	老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証(①)	国民健康保険限度額適用認定証(②)	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証(③)
色	用紙の色=白、線の色=青	用紙の色=白、線の色=黒	用紙の色=白、線の色=黒
摘要	入院時の窓口負担が自己限度額までと食事代が減額	入院時の窓口負担が自己限度額まで	入院時の窓口負担が自己限度額までと食事代が減額
対象者	老人保健該当者*で住民税非課税世帯の人 *老人保健該当者 ▶昭和7年9月30日以前に生まれた人 ▶75歳以上の人 ▶一定の障害のある65歳以上の人	70歳未満の人で、原則、国民健康保険税に滞納がない世帯の人	▶70歳未満の人=原則、国民健康保険税の滞納がなくかつ世帯主と国民健康保険加入者が住民税非課税世帯の人 ▶70歳以上の人=世帯主と国民健康保険加入者が住民税非課税世帯の人

①

②

③